

財団法人 移動無線センター

定 款

# 財団法人移動無線センター 定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人移動無線センターという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2. この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要の地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、陸上移動通信の効率的利用を促進し、もってその健全な発達をはかり、電波利用による公共の福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、法令により認められる範囲内で次の事業を行う。

- (1) MCA 陸上移動通信システムに必要な陸上移動中継局を開設し、これを利用者の用に供すること。
- (2) 前号のほか陸上移動通信に必要な施設及び無線設備等を調達し、これを利用者の用に供すること。
- (3) 前 2 号に伴うその施設及び無線設備等を保守、管理すること。
- (4) 陸上移動通信に関する技術的指導を行うこと。
- (5) 陸上移動通信の利用開設に関する相談に応じ、諸般の事務を代行し、工事融資等について所要の斡旋を行うこと。
- (6) 陸上移動通信に関する法令の周知、運用の改善、指導を行うこと。
- (7) 陸上移動通信一般に関する調査、研究並びに開発を行うこと。
- (8) 利用者相互の連絡協調及び関係機関との連絡をはかること。
- (9) 資料、機関紙を発行すること。
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

## 第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立に際し、寄付された財産
- (2) 設立後寄付された財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 合併により承継した財産
- (6) その他の収入

(資産の種別)

- 第 6 条 資産は、基本財産及び運用財産とする。
2. 基本財産は、次に掲げるものとする。
    - (1) 設立に際し、基本財産として寄付された財産
    - (2) 設立後、基本財産として寄付された財産
    - (3) 合併により承継した財産であって、合併消滅特例民法法人の基本財産を構成していたもののうち、設立に際し基本財産として寄付された財産
    - (4) 理事会の決議により、基本財産に繰り入れられた財産
  3. 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

- 第 7 条 基本財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ、総務大臣の承認を受けて、これを処分し、又は、担保に供することができる。

(資産の管理)

- 第 8 条 資産は、理事会の決議に基づいて理事長がこれを管理する。
2. 基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、あるいは国債、公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

- 第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

- 第 10 条 この法人の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経てこれを定め、収支決算は、毎会計年度終了後3か月以内に、その年度末における財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書とともに、監事の監査を経て、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

- 第 11 条 この法人の毎会計年度の剰余金は、翌会計年度に繰り越し、又は理事会の議

決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れるものとする。

(会計年度)

第 12 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第 3 章 役員・評議員等

(役員)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上17名以内
- (2) 監事 3名以内
2. 理事のうち1名を会長、1名を理事長、1名を専務理事とし、2名以内を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第 14 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 会長及び理事長は、理事の互選によりこれを定める。
3. 専務理事及び常務理事は、会長が理事会の承認を得て、理事のうちから選任する。
4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 15 条 会長は、この法人を代表し、掌理する。

2. 理事長は、この法人を代表し、法人の業務を統括するとともに、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
3. 専務理事は、理事長を補佐して日常の業務を処理し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
4. 常務理事及び理事は、理事会の決議に基づいて法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、理事会又は評議員会若しくは総務大臣に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

- 第 16 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員による役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
  3. 第 13 条第 1 項に定める役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 17 条 役員が次のいずれかに該当する場合は、評議員会の決議により、その役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき。

(役員報酬)

- 第 18 条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、理事会の決議により報酬を支給することができる。

(評議員)

- 第 19 条 この法人に評議員 25 名以内を置く。
2. 評議員は、学識経験者のうちから、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
  3. 評議員の任期は、第 16 条の定めを準用する。
  4. 評議員及び役員は、相互に兼ねることができない。
  5. 評議員には報酬は支給しない。

(顧問)

- 第 20 条 この法人に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、会長が理事会の承認を得て、委嘱する。
  3. 顧問は、この法人の運営に関し、理事長の諮問に応じ、又は理事会に出席して、意見を述べることができる。

(事務局)

- 第 21 条 この法人に事務局を置く。
2. 事務局に事務局長を置くほか、所要の職員を置く。
  3. 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。
  4. 理事長は前 2 項にかかわらず、理事会の承認を得て、事務局長及び事務局の重要な職務を理事に委嘱することができる。
  5. 事務局の運営及び職員に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長がこれを定める。

## 第 4 章 会 議

### (種別及び構成)

- 第 22 条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。
2. 理事会は、理事をもって構成し、評議員会は、評議員をもって構成する。

### (権 能)

- 第 23 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画の決定
  - (2) 事業報告の承認
  - (3) その他この法人の運営に関する重要な事項
2. 評議員会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業報告の承認
  - (2) その他理事会からの業務の執行に関する諮問事項

### (招 集)

- 第 24 条 会議は理事長が招集する。
2. 構成員の総数の3分の1以上の者、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があるときは、理事長は、速やかに会議を招集しなければならない。
  3. 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前に通知しなければならない。

### (議 長)

- 第 25 条 理事会の議長は、理事長とする。
2. 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員の中から選任する。

### (定足数)

- 第 26 条 会議は、構成員の2分の1以上の者の出席がなければ開会することができない。

### (議 決)

- 第 27 条 会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (書面表決等)

- 第 28 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は会議に出席したものとみなす。

(評議員会の決議の省略)

第 29 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 構成員の現在数
  - (3) 会議に出席した構成員の数又は氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

## 第 5 章 委員会

(委員会)

第 31 条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2. 委員会の委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

## 第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 32 条 この定款は、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員総数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ総務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第 33 条 この法人は、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員総数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、総務大臣の許可を得なければ解散することができない。
2. 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、総務大臣の許可を得て、類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

## 第 7 章 雑 則

(委 任)

- 第 34 条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

(施行日)

この定款は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

(施行日)

この定款は認可の日から施行する。ただし、平成 22 年 3 月 31 日までは第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、従前どおり、主たる事務所を大阪市中央区に置く。

許可・認可年月日

昭和 57 年 11 月 30 日	郵官秘第 1062 号許可
昭和 59 年 3 月 29 日	近陸二第 410 号認可
昭和 61 年 5 月 30 日	近陸二第 544 号認可
昭和 62 年 4 月 30 日	郵官秘第 74 号認可
平成 2 年 10 月 22 日	郵官秘第 87 号認可
平成 21 年 1 月 5 日	総基移第 1 号認可
平成 21 年 12 月 9 日	総基移第 587 号認可